

Q 1 : 有料ごみ処理券の料金は荒川区だけが改定するのですか？

廃棄物処理原価と手数料のかい離を解消するために、23区共通で概ね4年ごと(前回:平成29年10月)に改定しており、今回も23区一斉に改定を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で、当初予定されていた令和3年10月から、2年間延期になりました。

Q 2 : 現在使用している事業系ごみ処理券は、いつまで使用できますか？

令和5年10月31日(火)まで、ごみ袋に貼って出すことができます。

11月1日(水)からは、新しい事業系ごみ処理券をごみ袋に貼ってください。

Q 3 : 新しい事業系ごみ処理券は、いつから購入できますか？

令和5年10月1日(日)より、各取扱い所で販売を開始します。

Q 4 : 現在、使用している事業系ごみ処理券が余ったら、どうすれば良いですか？

差額の料金を納付していただくことで、新しいごみ処理券と交換することが可能です。

清掃リサイクル事務所のみで、手続きが可能です。なお、東京都が発行した古い事業系ごみ処理券以外は同様に交換することができます。

取扱い所では手続きできません。ご注意ください。

Q 5 : 粗大ごみ処理券(A券・B券)も変更になりますか？

粗大ごみ処理券の変更はありません。これまでどおり、A券とB券を使用することができます。